

# 平成29年塩尻市議会5月臨時会

## 福祉教育委員会会議録

○日 時 平成29年5月9日（火） 午前10時42分

○場 所 第一委員会室

### ○審査事項

議案第4号 塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

### ○出席委員

委員長	西條 富雄 君	副委員長	小澤 彰一 君
委員	金田 興一 君	委員	篠原 敏宏 君
委員	山口 恵子 君	委員	丸山 寿子 君

### ○欠席委員

なし

---

### ○説明のため出席した理事者・職員

省略

---

### ○議会事務局職員

議事調査係長 藤間 みどり 君

---

午前10時42分 開会

○委員長 おはようございます。ただいまから5月臨時会福祉教育委員会を開会いたします。審査へ入る前に理事者から挨拶あればお願いします。

---

### 理事者挨拶

○教育長 どうもおはようございます。本日は、福祉教育委員会開催いただきありがとうございます。本委員会に付託する案件でありますけれども、1件、議事第4号塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の1件であります。よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。本日の日程ですが、別紙委員会付託表のとおりでございまして、委員会に付託された議案の審査することといたします。

次に、本年度初めての委員会ですので、4月に異動された課長級以上の職員で本日出席されている職員の自己紹介をしていただきます。なお、委員には職員の名簿を配付しておりますので、その他の職員につきましては名

簿により紹介にかえさせていただきます。

[職員自己紹介]

○委員長 今後ともひとつよろしく願います。

ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただきますよう御協力をお願いいたします。

---

**議案第4号 塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

○委員長 それでは、議案第4号塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして説明を求めます。

○こども課長 それでは、議案第4号塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてお願いいたします。説明のほうは議案関係資料のほうで行わせていただきますので、18ページをお願いいたします。

まず、提案の理由につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、その一部がこの4月1日に改正されたことに伴いまして必要な改正を行うものでございます。

概要につきましては、保育園等で支給認定証の交付を受けていない保護者に支給認定の有無を確認する場合の規定を設けるもので、現在、子ども・子育て支援新制度におきまして保育園等の施設を利用する、希望する場合は、住所のある市町村から利用のための認定をまず受けることとなっております。具体的には、幼稚園を利用したい保護者の場合は1号認定と言いまして、これは教育標準時間認定であります。こちらも認定を受けますし、3歳から5歳のお子さんで保育園を利用したい場合は2号認定、それから、ゼロ歳から2歳のお子さんで保育園を利用した場合は3号認定、これを受けることとなっております。それぞれの保護者は、この認定を受けた後に各保育施設に申し込みを行うわけですが、その際に支給認定証というものが交付をされておきまして、これを入園申し込みの際に確認をするわけですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正をされまして、この支給認定証の交付を保護者が希望しない場合は別の通知に変えることができる、そういった規定が設けられました。

そこで19ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思いますが、右側が現行、左側が改正案となっておりますけれども、現行の第8条の2行目からになります。現行におきましては支給認定証によって内容を確認するということになっておりますけれども、改正案のほうになりますけれども、保護者が希望しない場合は、別に規定する通知が公布をされておりますので、この下線部分になりますけれども必要に応じて支給認定証かそれにかわる通知で確認できるものというふうにしたものでございます。

ページは18ページへお戻りいただきまして、4の条例の施行等につきましては、公布の日から施行とさせていただきます。議案第4号の説明、ざっぱくではございますけれども以上になります。

○委員長 ありがとうございます。それでは質疑を行います。委員の皆様から質問ありますか。

○山口恵子委員 概要の中で、保護者に対して支給認定の有無を確認する場合って書かれてますけれど、どんな場合を想定されるのかについてお聞きします。

○**こども課長** こちらの確認につきましては、実際その保護者とお子さんがどういった形態の保育を希望されているのか、例えば保育園であるのかそれとも幼稚園であるのか、あるいは保育園の場合は時間によって標準時間認定ということで11時間なのか、それとも短時間認定という枠で8時間の保育を希望されているのか、そういった内容がこの支給認定証のほうに記されておりますので、そちらを持って各施設のほうで、そのお子さんがどういった状況の保育なり教育が必要かということを確認をする際に、そちらのほうで見させていただくということになっております。

○**山口恵子委員** そうするとその内容により、1号認定、2号認定、3号認定が決定されると思うんですけど、先日ですかね、里帰り出産で、第2子の里帰り出産で上にお子さんがいて里帰りしてこちらに来ている間、幼稚園なり保育園なりを利用したいっていう場合、これまで住んでいた現住所で認定されていて保育なり幼稚園なり受けてる場合は、里帰りでこちらの地元で、何て言うんですか、保育園なり幼稚園なりが利用できるかどうかということがちょっと疑問に思うんですけど、その場合はどうやって判断されるわけですか。

○**こども課長** 今の御質問で、例えば里帰りですとかそういった関係で違う市町村の保育園に行くという場合はですね、まず認定としましては、相手方の保育園の状況で空き等があった場合は受け入れることができるというふうになっておりますので、支給認定等は、例えば塩尻からほかの市町村行って保育園に行かれる場合は塩尻で既に支給認定を受けておりますので、その支給認定の内容をもちまして相手方の保育園のほうで空きがあって受けていただけるという場合は、それで受けていただくということになって、また逆も同じようになります。

○**山口恵子委員** 済みません、確認ですけれども、塩尻の認定を一旦やめると言うか、やめて新たにその里帰りなり行った先で認定を受ける必要が、事務的には手続き的には必要はないっていうことで、その認定が住所が一時的に変わっても活用されるというか、認定が生きてるっていう判断でよろしいですか。

○**こども課長** 支給認定証の交付自体は、その在住する市町村で出すことになっておりますので、里帰りののは、ほぼ住所を移されるってことはないのかなって思いますけども、もし事情があって住所を移される、何かの事情があって住所を移されるっていうことであれば、新たにそちらの市町村のほうから支給認定を受けるってことになっております。

○**山口恵子委員** わかりました。以上です。

○**委員長** ほかにいいでしょうか。ないようですので、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** なしの声ですので、次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第4号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第4号塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で全ての議案は終了いたします。終わりに際しまして、理事者から挨拶あれば。

**理事者挨拶**

○**教育長** 1件、原案どおりお認めいただきありがとうございました。

○**委員長** 以上をもちまして、5月臨時会福祉教育委員会の委員会を終了といたします。本日は大変御苦勞さまでした。ありがとうございました。

午前10時51分 閉会

平成29年5月9日（火）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 西條 富雄 印